

平成 28 年度 第 5 回岐阜市公営企業経営審議会議事録（概要）

日 時 平成 29 年 1 月 18 日（水） 午後 2 時～

場 所 市庁舎高層部 4 階 第 4-1 委員会室

議 事

- ・中期経営プランの実績報告について
- ・下水道料金のあり方の答申に対する協議結果について

出席委員

木村 隆之 会長、小堀 将大 委員、谷藤 錦司 委員、須賀 敦士 委員、
井深 正美 委員、藤吉 一郎 委員、内藤 邦雄 委員、小山 昭久 委員、
瀬瀬 晴美 委員、河野 美佐子 委員、佐々木 和雄 委員

欠席委員

長屋 千歳 委員、山田 英治 委員、入山 信子 委員

～資料説明～

中期経営プランの実績報告について

会長)

質問があれば発言を。

A委員)

有収率については年次目標でなく、平成 30 年度の目標値が示してある。この取り扱いはどうなるのか。

事務局)

新水道ビジョンに平成 39 年度に 80%という目標を示している。現在パブリックコメント中であり、それを経て経営プランに記載をしていく。

A委員)

新水道ビジョンはいつできるのか。

事務局)

年度内には公表させていただく予定。

A委員)

新水道ビジョンの計画値がこちらに反映されるのか。

事務局)

そのとおりである。

事務局)

経営プランを策定した際、現行の水道ビジョンに平成30年度の有収率の目標値78.5%という具体的な数値を示していることからこの計画値を目標値とした。それ以降の有収率の目標は、新水道ビジョンを検討する中で設定することとしている。

現在は平成30年度の目標値、78.5%を目指して、各年度の取り組みを行い、実績を報告することとしている。新たに目標値を設定すれば、それに向けて更なる取り組みを行っていく。

A委員)

各年度の目標を立てずに、30年度の目標がクリアできるのか。

事務局)

(現在は)毎年目標値を定めてというよりも、30年度の78.5%に対して取り組みを継続しているということをご理解いただきたい。

A委員)

30年度、目標値を達成できない場合、どう説明するのか。

事務局)

有収率に関しては、年度によりアップダウンがある。今後は布設替え等、アクションプランに基づき事業を進めて行く。

ただし、平成28年度、29年度と単年度ベースで目標値を示すのは、有収率が単純に上がっていくという性質のものではないことから難しいということをご理解いただきたい。

A委員)

有収率については答申に記載があるので、市民に説明できるようにお願いしたい。

事務局)

それは認識し、努力を継続していく。

A委員)

ディスポーザーに関して今年度の予算額は。

事務局)

今年度は60万円。現在、未執行。

A委員)

継続するようだが、どのような検証をしているのか。

事務局)

ディスポーザーの設置が4件と少ない状況だが設置個所の下流側のマンホール等を定期的に点検し、ディスポーザーの排水による堆積がないかという確認をしている。

伏せ越し構造という逆サイフォンの配管の構造の箇所が多数あり、岐阜市の特有の構造だが、まとまったディスポーザーの排水によってサイフォンの部分につまりが発生するか否かの検証にまで至っていない。

今年度60万円の予算で検証用のディスポーザーを設置する予定だったが設置個所の特定ができていない。来年度がモデル期間の最終年度であるが、設置の可能性がある箇所が明確になってきたので、ディスポーザーを設置し、下水道システムへの影響を検証、本格導入の可否を決定していきたい。結果等は公営企業経営審議会にお示しする。

A委員)

検証用ディスポーザーとは何か。

事務局)

(岐阜市の下水道は)サイフォン構造になっているので、ディスポーザーにより、そこがつまる可能性があるかどうか、どうつまるかというのを検証するため、ディスポーザーを一定数設置し検証するつもりだったが、4件の設置しかなく、影響が把握できていない。

そこでレンタルで無償貸し出しを行い、下流側にサイフォン構造になっている地域を選び、まとめてディスポーザーを設置することで検証をしようとしたが、適切な地域が見つからずに断念をした。

しかし、条件に合致する地域が出てきたので来年度、無償レンタルによりディスポーザーの設置をお願いする準備を進めている。それにより一定期間、下水道への影響を検証したい。

A委員)

何戸ぐらいのところを想定しているのか。

事務局)

城田寺団地に 280 軒ほどの家があり、今年度整備が終わること、下流側にサイフォン部が 2 箇所あることから自治会に設置をお願いしている。

280 軒分の予算ではないが、特に影響がないなら、ディスポーザーの使用可能地域を広げていくことを検討しており、そのための検証。現在、北西部地域しかディスポーザーを利用できない状況の中、皆さんに利用いただけるための必要な施策と位置付けている。

B 委員)

ディスポーザーを付けるメリットはどのようなものがあるか。

事務局)

大きなメリットは生ゴミが減ること。夏場などそういったメリットが大きく、実際、使いたいという要望はある。

B 委員)

ディスポーザーは使っていくように促進していくのか。

事務局)

促進というよりも使いたいという要望に応えるためには検証をしなければならない。その検証には処理場への影響も含まれる。将来的にほとんどの家庭に設置された場合、こういった影響が出てくるかということも順次検証する必要があるが、現状では処理場への影響はあまりないと考えている。

C 委員)

ディスポーザーとは、どのようなものか。生ごみを粉碎して流す装置と理解すればよいのか。

事務局)

流し台のシンクの下に装置を設置し、生ごみをカッターで細かく切って流すもの。

C 委員)

魚の骨や、卵の殻も流せるのか。

事務局)

カルシウムを含むので、管のつまりの原因になるため、流さないということになっている。

D委員)

井戸水のメーター設置について、設置件数は。

事務局)

井戸水使用者が約3万1千戸で、そのうちの、約3割弱、約8,800戸は設置済み。

正確な水量を測るために、設置を呼び掛けている。平成24年から平成26年の間に、各お宅に文書を配布して、設置の意思があったお宅については設置済みであるが、設置を希望されない方のところへ再度通知を送るとともに、昨年11月から、戸別訪問も行った結果、昨年年間で170戸の設置であったところ、今年度は12月末時点で171件となっており、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

A委員)

上下水道事業部が設置を呼び掛けているにも関わらず、井戸水利用者が設置しないのはどのような理由によるのか。

事務局)

井戸水はふんだんに使えるという感覚があり、メーターを設置し、正確な水量を測った結果、料金が高くなるのではないかとされる方が多い。

また、1度付けてしまうと、取り外しができないので、設置に踏み切れない方も多い。

A委員)

実際に、高くなるのか。それを示さないと設置は進まないのではないかと。

事務局)

メーターを設置したお客様の水量と、認定水量を比べると、認定より下る例もある。ただし、設置した家庭は、「使用水量が少ないから設置する」という感覚ではないかと思われ、井戸水を多く使っているという感覚のところはなかなかご理解いただけない。

A委員)

本人の錯覚ということもあるので、設置により節約になるとか、何%の方は料金が安くなったとかいうことをアピールしていくことも大事なのではないかと。

E委員)

メーターが付いてない人の料金はどのように算定しているのか。

事務局)

認定料金と言って、井戸水メーターを設置している世帯の実績から算定している。

E委員)

メーターをつけると得になるという状況を作らないと、設置は進まないのではないか。認定料金の数値の設定が、果たして妥当なのかについても、検討が必要ではないか。やはり、設置すると安くなるという料金設定をしていく必要があるのではないか。

事務局)

認定料金については、出来るだけ誤差、乖離がないように検証しつつ、確認している。また、設置すれば安くなるという訳でもないので、誤解の無いような説明が必要。

C委員)

井戸水メーターの設置を条例で義務化することはできないのか。また、井戸水を無料だと思っている人もいるが、ポンプで汲み上げるのには電気代もかかるので、そういったことも案内してはどうか。

事務局)

条例では、下水使用者は計測装置の取り付けを拒めないことになっているが、無理やり、個人宅に入って設置することはできないので、了承を得ることとしている。

C委員)

中々、了承は得られないものか。

事務局)

新築の物件については、付けていただけだが、現在井戸水を使用していて、未設置の場合はお客様の了承を得てからでないと設置が出来ない。

A委員)

井戸水から水道への切り替えについて、先日、県障がい者総合就労支援センターの整備予定地の土壌から、環境基準を超える鉛が検出され、井戸水については問題ないと確認されたとのことだが、井戸水のみを使用している世帯は数日間大変不安な思いをされたと聞いている。こういった事例もあるので、水道水の安全性をアピールしていくとか、営業の仕方、アプローチの仕方を十分検討してもらいたい。

事務局)

中部プラントの改築の際にも、同様に敷地から重金属が検出されたことがあったので、周辺世帯の井戸水を検査するとともに、水道水への切り替えを呼びかけたことはあった。

事務局)

水質検査の結果等をホームページ等で公表し、安心・安全な水であるということはPRしているが、委員の指摘も踏まえて、水道水の普及促進について検討していきたい。

会長)

その他にどうか。

F委員)

別冊1の8ページの3段目で、モニタリング制度導入の検討というのがあるが、この制度がどういったものか、検討状況・方向性を教えてほしい。

事務局)

モニタリング制度とは、一般市民にご応募いただき、水道を使った感想や水道事業に対するご意見といったことを吸い上げるもので、他の自治体も各種事例がある。

現在、本市では一般市民の利用者の方を対象としたモニタリング制度は実施していないため、その導入を検討するために調査を進めているところ。

厚生労働省からも、安心・安全な水をPRしていく意味で、市民の意見の吸い上げが重要であるというご意見が示されており、どういった制度ができるのかということ进行研究し、導入していく方向で検討していきたい。

会長)

平成29年度方針決定ということでよいか。

事務局)

そのとおりである。

～資料説明～

下水道料金のあり方の答申に対する協議結果について

会長)

ただいまの説明に質問、意見があれば、ご発言を。

A委員)

以前、市議会でも話が出たが、これを環境問題と捉えるならば、一般会計から繰入があってもおかしくない。説明では、(基準外の)繰入は妥当ではなく、他の事業体で実施しているところはないということだが、(基準外の繰入は)違法でもないということか。

事務局)

総務省の通知に「繰入の基準」というものがあり、その基準にない汚泥再生事業に繰入を行う事業体はないという意味で資料に記載している。

A委員)

りん回収を行っているのは岐阜市ともう1か所か。東京都でも導入という話も聞いたが。

事務局)

岐阜市と同様の手法でりん回収を行っているのは、岐阜市のほかには鳥取市のみ。その他の手法でりん回収をしている事業体はある。東京都は今後導入と聞いている。

A委員)

平成31年度にはまた下水料金のあり方を検討することになるが、下水料金に、りん回収の経費が跳ね返ってくることも予想される。全国に先駆けて、りん回収事業を始めたものの、中々りんも売れず、処理灰も残っている状況。それを受益者負担という形で負うことは市民が納得できるものではないと私は思う。

現時点では、繰入は困難ということだが、今後の対応として、平成31年度に向けて、これが、料金体系に跳ね返ることがないようにするべきでは。この事業を継続して、それが一因で料金の増額改定ということは、市民に対して説明できないと思う。

事務局)

りん回収事業を含めた汚泥再生事業は下水道法によって、昨年度努力義務化されており、この事業は下水道事業の本来事業の一部と位置付けられている。

りん回収事業も、下水道法における本来事業と考えていただきたい。この事業に係るコスト削減を図っており、今後もそれを継続し、安い経費で運営を続けていきたい。

A委員)

環境に負荷を掛けないということは大切だが、下水道料金に跳ね返ることはいかかなものかと考える。環境問題に関わるのであれば、料金に跳ね返らないような体系を作るべき。

このような答申が出ている以上、平成31年度までの3年間でしっかり検討し、これが原因でまた下水料金を改定することがないようにすべき。

事務局)

様々な再生事業が行われているが、りん回収事業はコスト面で安いとも聞いている。

今後、技術開発等で再生事業の手法が進んでいくと思われるので、それらを検証し、再生事業のあり方を検証した上で、別途お示ししたい。

A委員)

先駆的に、りん回収事業を始めたのは良いが、りんや処理灰は在庫が残っているのではないか。どれくらい在庫があるのか。

事務局)

10月末現在で、りんが145トン、処理灰が1,090トン。

A委員)

要は売れずに在庫が残っている状況。

こういった現実もあり、繰り返しになるが、これらの経費を料金改定に反映させてはいけないと思うので、今後3年間でさらに協議していただきたい。

事務局)

下水料金は、りん回収事業に特化したものではなく、下水道事業全体で決まっていくもの。施設の老朽化等への更新費用など、全体的な経費を見る中で、考えていただきたい。

再生事業は、(埋立等の)産廃処理に比べてコストは割高だが、産廃処理には埋立地の問題等、マイナス面も考えられる。先駆的な取り組みということに、ご指摘はあるかもしれないが、事業の方向性は間違っていないと考えている。ただし、コストの縮減については、引き続き取り組んでいきたい。

会長)

前回の答申で求められた「事業者側の努力」の一環として、今回、財政担当部局との協議結果等が示された。

審議会としても、そうした(事業者の)政策的な努力についてバックアップしていくため、各委員には今後も色々ご意見やお知恵をいただきたい。次の下水料金の検討までには時間があるので、引き続き、政策的努力を審議会、上下水道事業部でともに努力するということで、報告は「了承」としておきたい。

財政的な負担の問題だけではなく、この事業のあり方についても、引き続き検討していくということで、今回は「了承」ということでまとめたいがよいか。

委員一同)

(異議なし。)

C委員)

りん回収事業に係る経費を下水料金に影響させないため、その経費負担を一般会計に求めたとしても、一般会計の財源は市民が納めた税金であり、結局、市民に負担はかかる。また、下水道を使用していない市民は負担に納得しないのではないかとも思うので、独立採算、受益者負担というのは真っ当で正しいことだと思う。